

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

5,660円	7,352円	8,670円	9,612円	10,411円	11,085円
4,243円	4,926円	5,864円	6,853円	7,815円	8,509円

を

」

「

5,943円	7,720円	9,400円	10,653円	11,538円	12,285円
5,020円	6,048円	6,880円	8,078円	8,998円	9,475円

に

」

改め、同表備考2イ中「医師及び歯科医師にあつては4年、薬剤師にあつては5年」を「4年」に改め、同表備考2中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成26年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（改正後）

別表第1 補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>5,943円</u>	<u>7,720円</u>	<u>9,400円</u>	<u>10,653円</u>	<u>11,538円</u>	<u>12,285円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>5,020円</u>	<u>6,048円</u>	<u>6,880円</u>	<u>8,078円</u>	<u>8,998円</u>	<u>9,475円</u>

備考

1 略

2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。

ア 略

イ 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年

ウ 略

エ 略

オ 略

3・4 略

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（改正前）

別表第1 補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>5,660円</u>	<u>7,352円</u>	<u>8,670円</u>	<u>9,612円</u>	<u>10,411円</u>	<u>11,085円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>4,243円</u>	<u>4,926円</u>	<u>5,864円</u>	<u>6,853円</u>	<u>7,815円</u>	<u>8,509円</u>

備考

1 略

2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。

ア 略

イ 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 医師及び歯科医師にあつては4年、薬剤師にあつては5年

ウ 学校教育法による大学院において修士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 2年

エ 略

オ 略

カ 略

3・4 略